

事業実行における説明事項

1. 調査数量等

調査箇所及び調査数量等については、別紙「収穫調査委託箇所の概要」による。

2. 支給材料及び貸与品について

以下の材料については、当署において支給するので、仕様書等に基づき適正な管理に努めること。

【支給する材料： 収測番号札（収穫区域及び標準地用）、収穫調査復命書袋】

3. 国有林地理情報システムの借受けについて

契約締結後は、申請により国有林地理情報システムの地図データ（シェープファイル）、衛星画像の借受けが可能である。

地図情報等の借受け後は、責任を持って適正に管理すること。

4. 国有林野情報管理システムの使用について

収穫調査復命書情報の入出力は、受託者が保有するパソコンから行うが、入出力に当たり国有林野情報管理システム利用申請が必要なことから、利用申請書を提出すること。

なお、調査報告書作成に係る作業場所及び作業に当たり必要となる設備、備品及び消耗品等については受託者の責任において用意すること。

5. 調査箇所の境界について

収穫調査箇所と隣接する小班等の境界に疑義が生じた場合は、速やかに監督職員の指示を仰ぐこと。

6. 林況調査について

収穫調査は、林内を十分踏査したうえで行うこと。

特に、標準地調査法を用いる場合は、林内の踏査結果を踏まえ、林分状況に即した標準地設定を行うとともに、必要に応じて適切に林相区画や除外地設定を行い、より精度の高い調査を行うこと。

7. 調査具体内容について

- (1) 収穫量及び伐採率はあくまでも収穫調査の目安であり、保安林指定施業要件など法令等に定められた範囲内において、現実林分に即して調査すること。

- (2) 分収造林及び分収育林以外の国造皆伐箇所や複層伐（帯）箇所については「管理経営の指針」に基づき、伐区の設定を行わなければならないことに留意すること。
伐区の設定に当たっては、林内を十分踏査して、必要に応じて適切に林相区画（広葉樹化箇所や溪畔林の除外地設定等）を行ったうえで、周辺林分の状況、搬出条件等を勘案し、「管理経営の指針」に基づく伐区および保残帯を設定すること。
- (3) 標準地調査法（標準地簡素化又は標準地襲用の箇所）は、林内を十分踏査して林分状況に即した標準地を設定し、必要に応じて適切に林相区画や除外地の設定を行い、より精度の高い調査を行うこと。
- (4) 間伐調査は、間伐設計の結果算出された目標間伐率を目安に実施することとなるが、現地の林相状況等を考慮しつつ間伐の効果が十分得られるような調査とし、間伐木の選木にあたっては、間伐要領の選木基準表に基づいて選木すること。
- (5) 標準地調査法は標準地内の全木調査を行うこと。
なお、間伐調査箇所の実測は標準地区域のみであることに留意すること。
- (6) 間伐設計は原則として間伐調査発注箇所の全てで行うこと。（襲用先は除く）
- (7) 標準地調査法（襲用）を行う場合は、襲用元か襲用先かについて契約内容を十分確認し、調査を実施すること。
調査箇所、襲用元又は襲用先を変更する場合は、事前に監督職員への協議が必要であることに留意すること。
- (8) 除外地の標示については、赤テープを用いて標示すること。
- (9) 標準地調査法（簡素化）発注箇所は、標準地調査法の標準地と間伐設計の標準地を兼ねることができる。
- (10) 目測で明らかに実行不可と判断できる箇所は、現地の写真等をもって調査を取り止めることの根拠とすることができる。
- (11) 調査を取り止めることとした箇所は、区域標示を行わないこと。
- (12) 調査内容の変更等協議すべき事項が発生した場合は、所定の様式により書面で協議を行う必要があること、特に、調査を取り止める場合や除外地を設定する場合は、協議が必要であることに留意すること。

8. 収穫調査復命書の作成について

- (1) 搬出計画図は監督職員等に相談するなどして作成すること。
搬出計画図作成の要否については、別紙「収穫調査委託箇所の概要」の記載を確認すること。
- (2) 調査結果について、haあたりの蓄積等に不自然な点がないかチェックすること。
- (3) 収穫調査復命書番号は可能な限り連番とすること。
- (4) 標準地調査法は、面積比例で行うこと。また、同一林小班に複数の樹種が存在する場合や同一樹種について標準地を複数設定した場合について、収穫調査復命書情報入力方法や材積の算出方法等については、甲の指示に従うこと。
- (5) 収穫調査復命書の提出期日は、調査箇所全て令和8年1月23日(金)とする。

9. その他

- (1) 精算協定は、金額の増減の有無にかかわらず、予定数量に対し、増減が30%未満であれば協定を締結する。数量に増減がない場合であっても協定を締結する。
- (2) 調査を取り止める箇所が発生した場合は、所定の様式に記載のうえ提出すること。
- (3) 公告に示す契約期限は、収穫調査復命書の提出期限ではなく、精算協定を締結して現地検査に合格するまでの期限、もしくは、変更契約を締結して現地検査に合格するまでの期限であることに留意すること。
- (4) (3)の記載を踏まえ、時間的余裕をもって収穫調査復命書を提出するとともに、調査が終了した箇所については、全ての箇所の調査終了を待たずに収穫調査復命書を提出すること。
- (5) 調査対象立木に、何らかの人為的な異常（例えば、①過去に看板を設置するために打ち付けたと思われる釘や看板が設置されたままの立木が存在する。②過去に雪起こし等のために巻き付けたと思われる番線が設置されたまま時間が経過し、樹幹に番線が食い込んだ状態の立木が存在する等。）があることを発見した場合は、その旨を監督職員へ連絡するとともに、収穫調査復命書（調査取り止めの場合は、収穫調査総括表付表）にその旨を記載すること。

収獲調査委託箇所の概要

番号	林名区分	国有林名等	林小班	施業群	人天別	林齢	代表樹種	林地傾斜	下層植生	伐採方法	伐採率(%)	調査方法	調査区域面積(ha)	伐採帯面積(ha)	立木調査面積(ha)	調査材積(m ³)	区域標示距離(km)	通勤距離(km)	歩行時間(分)	押印の要否	搬出関係調査の要否	更新関係調査の要否	蓄積把握の要否	実測作業の要否	コンパス実測距離(km)	GNSS計測距離(km)	品質区分(地上型3Dレーザ計測)	調査区分(地上型3Dレーザ計測)	法令関係	その他	標準地設定箇所数	林道通行状況	立製別
1	官行造林	西和賀町	2い	設定外(分収林等)	人工林	75	スギ	緩	疎	皆伐	100	標準地(簡標)	2.24		0.15	729	0.88	66	5	要	要	否	否	要	0.27				保安林指定外		3	場扱い民地道路	立木販売
2	官行造林	西和賀町	2ろ	設定外(分収林等)	人工林	73	スギ	中	疎	皆伐	100	標準地(簡標)	3.74		0.20	1,052	0.90	66	9	要	要	否	否	要	0.36				保安林指定外		4	場扱い民地道路	立木販売
3	官行造林	西和賀町	2は	設定外(分収林等)	人工林	73	カラマツ	中	疎	皆伐	100	標準地(簡標)	4.57		0.25	1,146	1.10	66	14	要	要	否	否	要	0.45				保安林指定外		5	場扱い民地道路	立木販売
4	官行造林	西和賀町	2こ	設定外(分収林等)	人工林	68	カラマツ	中	疎	皆伐	100	標準地(簡標)	3.13		0.20	1,059	1.30	66	9	要	要	否	否	要	0.36				保安林指定外		4	場扱い民地道路	立木販売
5	官行造林	西和賀町	2ほ	設定外(分収林等)	人工林	75	スギ	中	疎	皆伐	100	標準地(簡標)	3.16		0.20	891	1.40	66	5	要	要	否	否	要	0.36				保安林指定外		4	場扱い民地道路	立木販売
6	官行造林	西和賀町	2へ	設定外(分収林等)	人工林	76	スギ	中	疎	皆伐	100	精密毎木	0.16		0.16	114	0.18	66	9	要	要	否	否		0.00				保安林指定外		4	場扱い民地道路	立木販売
7	官行造林	西和賀町	2と	設定外(分収林等)	人工林	75	スギ	中	疎	皆伐	100	精密毎木	0.09		0.09	29	0.13	66	3	要	要	否	否		0.00				保安林指定外		4	場扱い民地道路	立木販売
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17.09	0.00	1.25	5,020	5.89	—	—	—	—	—	—	—	1.80	0.00	—	—	—	—	—	—	—